○海上保安庁告示第二百六十八号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十四条の規定に基づき、航路等を記載する海図の指定に関する告示（昭和四十八年海上保安庁告示第七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月九日から施行する。

平成二十一年十月九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

表ＪＰ３４ＮＣ９ＣからＪＰ５４ＮＭ１７までの項中「平成十七年四月一日」を「平成二十一年十月九日」に、「新刊」を「改版」に改める。

○海上保安庁告示第二百六十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十月九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　稚内港北防波堤灯台
位　置
所在地　北海道稚内港（北防波堤外端）
北　緯　四五―二四―五四
東　経　一四一―四一―四七
変更した事項
光　度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
変更年月日　平成二十一年八月四日

名　称　陸奥横浜港西防波堤灯台
位　置
所在地　青森県上北郡横浜町（横浜港西防波堤外端）
北　緯　四一―〇五―一四
東　経　一四一―一四―三七
変更した事項
光　度　三八カンデラ
光達距離　四・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十一年八月四日

名　称　浜島港灯台
位　置
所在地　三重県浜島港（大矢取）
北　緯　三四―一七―二八
東　経　一三六―四五―五五
変更した事項
光　度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで二〇メートル
変更年月日　平成二十一年八月四日

名　称　大岬灯台
位　置
所在地　島根県大田市（大岬）
北　緯　三五―一一―一九
東　経　一三二―二五―〇八
変更した事項
光　度　実効光度一二〇、〇〇〇カンデラ
光達距離　二〇・〇海里
変更年月日　平成二十一年八月四日

名　称　甑中瀬灯標
位　置
所在地　射手埼灯台（鹿児島県薩摩川内市）の東方約一一キロメートル
北　緯　三一―五一―〇九
東　経　一三〇―〇二―五六
変更した事項
光　度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　平成二十一年八月四日

名　称　小亀岩灯標
位　置
所在地　熊本県天草市（小亀岩）
北　緯　三二―三三―三六
東　経　一三〇―〇六―二八
変更した事項
光　度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで一二メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　平成二十一年八月四日

○海上保安庁告示第二百七十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十月九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　仙法志埼灯台
位　置
所在地　北海道利尻郡利尻町（仙法志埼）
北　緯　四五―〇五―五三
東　経　一四一―一四―一三
変更した事項
光　度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十一年八月五日

名　称　贊浦港Ｂ防波堤灯台
位　置
所在地　三重県度会郡南伊勢町（贊浦港Ｂ防波堤外端）
北　緯　三四―一六―三八
東　経　一三六―三三―二一
変更した事項
灯　質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
光　度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十一年八月五日

名　称　七通瀬灯標
位　置
所在地　二江港通詞島灯台（熊本県天草市）の西南西方約一・七キロメートル
北　緯　三二―三二―四九
東　経　一三〇―〇六―二二
変更した事項
光　度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
変更年月日　平成二十一年八月五日

名　称　久手港北防波堤灯台
位　置
所在地　島根県久手港（北防波堤外端）
北　緯　三五―一三―五六
東　経　一三二―三〇―〇三
変更した事項
光　度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十一年八月五日

○海上保安庁告示第二百七十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十月九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　中関灯台
位　置
所在地　山口県防府市（西泊山）
北　緯　三三―五九―五八
東　経　一三一―三二―三八
変更した事項
灯　質　単閃白光　毎四秒に一閃光
光　度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで六六メートル
変更年月日　平成二十一年八月六日

○海上保安庁告示第二百七十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十月九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　猟師港外防波堤灯台
位　置
所在地　三重県松阪港（猟師港外防波堤外端）
北　緯　三四―三六―三九
東　経　一三六―三二―三二
変更した事項
光　度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで九・八メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十一年八月七日

名　称　上島灯台
位　置
所在地　兵庫県姫路市（上島）
北　緯　三四―四一―一三
東　経　一三四―四二―五一
変更した事項
光　度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十一年八月七日